

地域密着型サービス指定状況

平成26年6月1日現在

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

| | 事業者名 | 指定期間 |
|---|------------------|--|
| 1 | グループホームペガサス春日 | 自平成18年4月1日～至平成24年3月31日 自平成24年4月1日～至平成30年3月31日 |
| 2 | グループホームきよす | 自平成20年5月1日～至平成26年4月30日 自平成26年5月1日～至平成32年4月30日 |
| 3 | グループホーム須ヶ口 | 自平成25年3月29日～至平成31年3月28日 |
| 4 | グループホーム白寿の里（稲沢市） | 自平成16年2月23日～至平成22年2月22日 自平成22年2月23日～至平成28年2月22日 |
| 5 | グループホームゆうゆう（稲沢市） | 自平成20年10月30日～至平成26年10月29日 |
| 6 | グループホームシャルル（蟹江町） | 自平成21年1月16日～至平成27年1月15日 |

○小規模多機能型居宅介護

| | 事業者名 | 指定期間 |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 遊楽苑西枇杷島 | 自平成26年4月1日～至平成32年3月31日 |

◇地域密着型サービスの概要

1 地域密着型サービスとは

介護保険制度の改正により、平成 18 年4月から新たに創設。

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス。

2 地域密着型サービスの特徴

- ① 原則として、その市町村の住民(被保険者)のみがサービス利用可能
- ② 地域密着型サービス事業者の指定・指導監督権限は、保険者である市町村が有する。
- ③ 市町村(または生活圏域)ごとに必要整備量を計画に定め、これを超える場合には市町村は、指定を拒否できる。
- ④ 地域の実情に応じた弾力的な指定基準・報酬設定ができる。
- ⑤ 公平・公正の観点から、③④には地域住民等が関与する仕組みとする。

3 地域密着型サービスの種類

- ① 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ② 小規模多機能型居宅介護
- ③ 夜間対応型訪問介護
- ④ 認知症対応型通所介護
- ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑧ 複合型サービス

<グループホームとは>

少人数の家庭的な環境において、「なじみの関係」をつくり上げ、地域住民との交流下で、ケアスタッフの支援を受けながら、自立した共同生活を営むことができる。

対象: 要支援2以上の認知症の方

<小規模多機能型居宅介護とは>

介護が必要となった高齢者が、住み慣れた家・地域での生活を継続することができるように、利用者の状態や必要に応じて、「通い」を中心に「泊まり」「訪問」の3サービスを組み合わせて提供する在宅介護サービス。

